



平 監 発 第 3 8 号
令和 3 年 2 月 1 7 日

小平市長 小 林 正 則 殿

小平市監査委員 岡 村 健 司
小平市監査委員 小 林 洋 子

財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第 1 9 9 条第 7 項の規定により財政援助団体等監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

なお、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条第 1 4 項の規定により通知願います。

財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

2 監査の対象

(1) 補助金交付団体監査

令和元年度に交付した補助金に係る出納その他の事務の執行

補助金交付団体	所管部課
小平市国際交流協会	地域振興部 文化スポーツ課
小平市緑と花いっぱい運動の会	環境部 水と緑と公園課
小平市青少年対策地区委員会	教育部 地域学習支援課

(2) 指定管理者監査

令和元年度の公の施設管理に係る事務の執行及び管理運営状況

指定管理者	所管部課
株式会社 明日葉 (花小金井南児童館、小川町一丁目児童館及び小川町二丁目児童館)	子ども家庭部 子育て支援課

3 監査の着眼点

監査にあたっては、小平市監査基準に準拠し、以下の着眼点により実施した。

(1) 補助金交付団体監査

【所管部課】

- ① 補助金交付要綱等により補助金の交付目的及び補助対象事業の内容が明確にされているか。また、公益上の必要性は十分か。
- ② 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- ③ 補助事業に関する団体への指導監督は適切に行われているか。
- ④ 補助金の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- ⑤ 補助金の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要があるものはないか。

【補助金交付団体】

- ① 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部課へ提出した補助金の交付申請、実績報告等は符合するか。
- ② 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。
- ③ 補助金に係る収支会計経理は適正に行われているか。
- ④ 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- ⑤ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切に行われているか。

(2) 指定管理者監査

【所管部課】

- ① 指定管理者制度を導入した目的・趣旨は達成されているか。
- ② 指定管理者の指定及び協定書の締結は適正に行われているか。
- ③ 指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか。
- ④ 業務の履行確認は、事業報告書によりなされているか。

【指定管理者】

- ① 施設の管理運営業務は、協定書等に基づき適切に実施されているか。
- ② 施設管理に係る収支会計経理は適正に行われているか。
- ③ 利用促進のための努力はなされているか。
- ④ 事業報告書は適正に作成されているか。

4 監査の実施内容

上記着眼点を主眼として、関係諸帳簿及び証書類と照合、その他必要と認める方法により監査を実施した。

5 監査の期間

令和2年11月16日から令和3年1月28日まで

6 監査の結果

監査の結果については、以下に述べるとおりである。

小平市国際交流協会

(1) 補助金交付事務の概要

① 補助の目的

小平市国際交流協会（以下「協会」という。）の管理運営に要する経費の一部及び協会が行う事業に要する経費の一部を補助することにより、小平市における地域での国際交流や多文化共生を推進し、世界に開かれたまちづくりを行うとともに、市民レベルの外国との友好交流を促進することにより、国際平和と国際社会の繁栄に寄与することを目的とする。

② 補助金の概要（令和元年度）

補助金の名称 補助対象	補助対象事業費	補助金額
小平市国際交流協会補助金 協会の管理運営に要する経費及び協会が行う次に掲げる事業 (1) 国際理解及び国際親善の普及事業 (2) 地域における友好交流事業 (3) 地域、日本、外国都市及び外国文化の紹介事業 (4) 外国都市との文化、スポーツ、経済、市民等の交流事業 (5) 国際交流情報の収集及び地域への提供事業 (6) その他協会の目的達成のために必要な事業	22,157,659 円	13,768,000 円

(2) 監査の結果

① 補助金交付団体に対する監査の結果

上記補助金に係る出納その他の事務は、おおむね適正に執行されているものと認められたが、一部に改善・検討を要する事項が見受けられたので、適正に処理されたい。

<意見・要望事項>

ア 交付申請書及び実績報告書に、小平市補助金等交付規則に規定する項目等が記載されていないものが見受けられた適正に処理されたい。

② 所管部課（地域振興部 文化スポーツ課）に対する監査の結果

上記補助金に係る事務は、おおむね適正に執行されているものと認められたが、一部に改善・検討を要する事項が見受けられたので、適正に処理されたい。

<意見・要望事項>

ア 上記の例が見受けられたことから、団体がより一層の適正な処理ができるよう、指

導及び支援をされたい。

小平市緑と花いっぱい運動の会

(1) 補助金交付事務の概要

① 補助の目的

小平市緑と花いっぱい運動の会（以下「運動の会」という。）が行う事業に要する費用の一部を補助することにより、緑と花のまちづくりを推進し、もって市民の生活環境の向上を図ることを目的とする。

② 補助金の概要（令和元年度）

補助金の名称 補助対象	補助対象事業費	補助金額
小平市緑と花いっぱい運動の会事業推進補助金 運動の会の事業に要する費用及び運動の会 が行う次に掲げる事業 (1) 小平市の区域内での植栽活動に関する 事業 (2) 樹木及び花の栽培、研究及び技術指導 に関する事業 (3) 種苗、球根、農薬、肥料等の共同購入 及びあっせんに関する事業 (4) 運動の会の活動の趣旨の普及及び啓発 に関する事業 (5) その他補助の目的を達成するために必 要な事業	1,512,000 円	1,100,000 円

(2) 監査の結果

① 補助金交付団体に対する監査の結果

上記補助金に係る出納その他の事務は、おおむね適正に執行されているものと認められたが、一部に改善・検討を要する事項が見受けられたので、適正に処理されたい。

<意見・要望事項>

ア 繰越金について、決算額と預金通帳の期末残額が不一致で、預金口座に余剰金が発生していた。適正に処理されたい。

イ 補助対象事業以外の経費に補助金を充てていた。「小平市緑と花いっぱい運動の会事業推進補助金交付要綱」に基づき適正に処理されたい。

② 所管部課（環境部 水と緑と公園課）に対する監査の結果

上記補助金に係る事務は、おおむね適正に執行されているものと認められたが、一部に改善・検討を要する事項が見受けられたので、適正に処理されたい。

<指摘事項>

ア 補助対象事業以外の経費に補助金が充てられていた。

補助金交付の決定や確定に際しては審査を適正に行われたい。また、補助対象事業については平成28年に当該補助金交付要綱が改定され明確化が図られたものではあるが、更なる明確化・具体化を図られたい。

小平市青少年対策地区委員会

(1) 補助金交付事務の概要

① 補助の目的

小平市青少年対策地区委員会（以下「青少対」という。）が青少年のための地域活動の推進を図るために要する経費に対して、補助金を交付して地域における社会環境の浄化活動、非行防止活動等を強化充実し、もって青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

② 補助金の概要（令和元年度）

補助金の名称 補助対象	補助対象事業費	補助金額
小平市青少年対策地区委員会の活動に対する補助金 青少対の事業に要する経費及び青少対が行う次に掲げる事業 (1) 社会環境の浄化活動 (2) 非行防止活動 (3) 青少年指導者の研修・講演・学習活動 (4) その他青少年の健全育成を図るための諸活動	7,138,617 円	3,933,000 円

(2) 監査の結果

① 補助金交付団体に対する監査の結果

上記補助金に係る出納その他の事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

② 所管部課（教育部 地域学習支援課）に対する監査の結果

上記補助金に係る事務は、おおむね適正に執行されているものと認められたが、一部に改善・検討を要する事項が見受けられたので、適正に処理されたい。

<意見・要望事項>

ア 活動割額の算定において、補助金交付算定基準どおりに算定されていないものが見受けられた。適正に処理されたい。

イ 事業収入がある場合の補助対象経費等が曖昧であるため、明確化を図るとともに、団体に対して周知・指導を図られたい。

株式会社 明日葉
(小平市立花小金井南児童館、小平市立小川町二丁目児童館及び
小平市立小川町一丁目児童館)

(1) 指定管理業務の概要

① 指定管理者の名称

株式会社 明日葉

② 指定期間

平成30年4月1日から令和5年3月31日まで

③ 指定管理業務の内容

児童館の管理に関する業務のうち次に掲げるもの

ア 児童に対する健全な遊びの指導に関する業務

イ 児童の健全な育成を目的とする行事の実施に関する業務

ウ 健全な遊びを通して、児童の健康を増進し、豊かな情操を養う目的を達成するために必要な事業に関する業務

エ 児童館の利用を拒み、又は退館を命ずること

オ その他市長が定める業務

④ 指定管理料（令和元年度） 61,233,176円

(2) 監査の結果

① 指定管理者に対する監査の結果

上記公の施設の管理運営業務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

② 所管部課（子ども家庭部 子育て支援課）に対する監査の結果

上記公の施設の指定管理者に対する指導監督等の業務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。